

平成22年(行ウ)第6号 県警違法支出金返還請求事件

■福井県警は、2010年2月10日、2004年度から09年8月末までの間に、約1565万円の不正経理があったとする自主(内部)調査を発表。同年3月に「不適切」として試算した約270万円を返還した。しかし返還額の根拠が不明であり、国費分を除く県費分1388万円全額を、県に損害を与えた相手方(支出権限のあった当時の県警職員ら)に損害賠償請求することを、知事に求めた。

日付	弁論	進行 協議	書面		補足
			原告	被告	
2010/6/3			訴状		
2010/6/30			訴状補正書		(1)請求の趣旨「本件相手方一覧」記載の者に対し、金1388万8629円及びこれに対する・・・→各自金1388万8629円 (2)請求の原因(5項)①具体的支出に関する専決もしくは委任関係につき原告らに不明な部分があるので、請求金額の点を含め、被告の答弁あるいは釈明をさらに特定する予定・・・→被告の答弁あるいは釈明をまってさらに特定する予定 ②5項2を追記
2010/9/3				答弁書	
2010/9/10	1		意見書(原告代理人名) 意見陳述(原告1名)		「相手方が特定されておらず地方自治法の訴えの要件を欠き不適法」との答弁書の主張に対し「本件のごとく、多数の支出行為が対象となっている場合には、全ての支出の財務会計上の行為について、県民が調査することは不可能で、被告たる知事が明らかにすべき。」と意見。これに対する被告代理人の「情報公開請求をすれば特定できる」との反論に、原告代理人が「情報公開請求をして、その手続きに日数を費やし訴訟請求期間が過ぎてしまうような非現実的なことを法制度は求めている。」と反論。別の原告代理人も「裁判所が訴訟指揮権を行使し被告に対して財務行為を特定しろと言えよいのであって、原告が主張するレベルではない。」と主張。
2010/10/15			第1準備書面		被告は敢えて原告らに特定を求めるので、情報公開請求によって得た資料に基づき、別紙「違法支出一覧表」のとおり相手方を具体的に示す。
2010/11/12				準備書面(1)	
2010/12/6	2	✓	第2準備書面及び証拠説明書(甲1～9)		原告らが第1準備書面で損害賠償請求をすべき相手方(各財務会計行為の権限者)を特定したのは、訴状の補正にあたるものではない。損害賠償の名宛人となる職員等が賠償請求命令の対象となる職員に該当する場合であっても、損害賠償等を請求するよう求めることは許されるものであって、何ら不適法となるものではない。
2010/12/13					情報公開請求「2010年2月10日に県警が公表した『自主調査報告書』に関するもの」(6種類)→延長通知書(12月21日)→「決定通知書」(11年1月26日)→情報公開(11年2月2日)=3～4千枚(担当者弁)の真っ黒文書。 →11年2月21日審査請求→12年3月29日答申(調査対象業者一覧の公開)→5月28日裁決

日付	弁論	進行 協議	書面		補足
			原告	被告	
2010/12/16?				準備書面(2)	
2011/2/17			文書提出命令申立書	上申書(原告第準備書面別紙記載一覧表に訂正すべき箇所)	平成23年(行ウ)第2号文書提出命令申立事件
2011/2/25	3	✓	文書提出命令申立書補正書		(文書の保持者=福井県警本部長)
2011/3/24				(文書提出命令申立に対する県警本部長の)意見書	
2011/4/18			第3準備書面		第2準備書面4頁下6行以下を変更(念のため、賠償請求の相手方)
2011/4/19			(文書提出命令申立に対する県警本部長の意見書に対する)意見書		
2011/4/22	4	✓			
2011/5/27			第4準備書面		違法性、故意・(重)過失、知事の監督義務違反
2011/5/31				準備書面(3)及び証拠説明書(乙1~5)	
2011/6/1	5	✓			
2011/7/29				準備書面(4)及び乙第6号~29号証	
2011/8/1			第5準備書面		訴状請求原因の記載は、特定に欠けることがない。大阪地裁平成20年10月31日判決(判例タイムズ1295号94頁引用)
2011/8/17	6	✓			
2011/8/26			訂正申立書(第1準備書面)		
2011/9/2				準備書面(5)	
2011/10/26			第6準備書面		被告準備書面(4)への反論/違法支出の実態、損害の発生
2011/11/2	7	✓			
2012/1/31					平成23年(行ウ)第2号文書提出命令申立事件に対する決定 1 相手方は、別紙1文書目録記載の文書を当裁判所に提出せよ。 2 申立人のその余の申立てを却下する。 品目・数量・金額の確認表 ただし業者名を除く。

日付	弁論	進行 協議	書面		補足
			原告	被告	
2012/2/1	8	✓			
2012/2/7			即時抗告申立		平成24年(行ス)第1号文書提出命令申立一部却下決定に対する即時抗告事件
2012/2/20			抗告理由書		
2012/2/22			上申書(抗告理由書1点訂正)		
2012/2/23					平成23年(行ウ)第2号文書提出命令申立事件に対する決定に対する資料の交付
2012/4/11	/	✓			
2012/4/12				(即時抗告に対する県警本部長の)意見書(及び上申書)	
2012/6/13	/	✓			
2012/8/1	/	✓			
2012/9/28	/	✓			
2012/11/8				文書送付書(高裁に)	
2012/11/21					平成24年(行ス)第1号文書提出命令申立一部却下決定に対する即時抗告事件に対する決定 1 原決定を次のとおり変更する 2 相手方は、別紙1文書目録記載1及び2の各文書を原審裁判所に提出せよ。 3 抗告人らのその余の申立てを却下する。 1 品目・数量・金額の確認表 ただし業者名を除く。 2 業者帳簿(適正執行を除く)のうち、「品目・数量・金額の確認表」記載の取引の「元帳計上日」欄、「品目名」欄、「数量」欄、「単価」欄、「売上額」欄、「入金額」欄の各記載部分
2012/11/28	/	✓			
2013/1/23	/	✓			
2013/2/27					平成24年(行ス)第1号文書提出命令申立一部却下決定に対する即時抗告事件に対する決定に対する資料の交付(その1) = a
2013/3/6	/	✓			
2013/3/21					平成24年(行ス)第1号文書提出命令申立一部却下決定に対する即時抗告事件に対する決定に対する資料の交付(その2) = b
2013/5/14	/	✓			

日付	弁論	進行協議	書面		補足
			原告	被告	
2013/5/28				上申書	aとbの黒塗り部分の基準について
2013/6/12			上申書		被告上申書に対する回答
2013/6/19	/	✓			
2013/7/3			上申書		小浜署におけるマスクングの事例を一覧表としてまとめ、マスクング部分につき具体的な説明を求める
2013/8/6				上申書	7月3日付けの原告上申書にいうマスクング部分の説明一覧表
2013/8/19	/	✓			
2013/10/15			上申書		8月6日付けの被告上申書における(被告の)説明で不明な点を分類した一覧表(カラー版)
2013/10/16	/	✓			
2013/12/16				準備書面(6)	(損益相殺、損害の返還)
2013/12/18			原告第7準備書面		10月15日付けの(原告)上申書における一覧表について具体的に説明(主張の整理)
2013/12/24			証拠説明書		第7準備書面の立証趣旨(甲10、11号証)
2013/12/25	9	✓			(今後の進行の検討性を問う=樋口裁判官)
2014/2/10			原告第8準備書面		被告の準備書面(6)に対する反論。確認表の数字が正しいという被告の主張には根拠がない。損益相殺の主張への反論は原告第6準備書面の通り。
2014/2/18	10				
2014/4/22			原告第9(最終)準備書面		
2014/4/24	11				結審
2014/8/27					判決